

株主総会議事運営規則

株式会社ハブクリエイト

(目的)

第1条 この規則は、定款の規定に基づき株主総会（以下「総会」という。）の決議により定められるものであり、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る株主（以下「株主」という。）その他の総会出席者は、法令および定款のほかこの規則に従わなければならない。

(株主本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする株主は、受付けにおいて、あらかじめ送付を受けた出席票の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(株主代理人の出席)

第4条 株主の代理人として出席しようとする者は、受付けにおいて、前条の出席票と委任状の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

2 代理人は前項のほか、当会社の議決権ある株式を有する株主であることを明らかにしなければならない。

(資格)

第5条 総会の議長となる者は、定款の定めによる。

(権限)

第6条 議長は、総会の秩序を維持し、議場を整理するため必要な措置をとることができる。

(退場命令)

第7条 議長は、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 株主の資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

(秩序維持)

第8条 議長は、退場命令に従わない者を退場させるなど、議場の秩序を維持するため、警

備員に対し指示をし、または警察官に対し措置を要請することができる。

(決議事項)

第9条 議長は、以下について審議および決議、承認等を行う。

決算報告に関する件

役員報酬に関する件

その他議長が必要と認めた事項

附 則

(施行日)

本規程は、平成28年1月1日から施行する。